

令和元年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発言者	発言要旨
事務局	<p>お待たせいたしました。ただいまから、令和元年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員20人中10人の方にご出席をいただいております。愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます、委員の半数以上の出席条件を満たしておりますので、有効に成立いたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、石田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>続きまして、齋木県民文化局長から、ご挨拶を申し上げます。</p>
県民文化局長	<p>(県民文化局長あいさつ)</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、前回の審議会以降、委員の一部に異動がありましたので、新たに委員にご就任いただきました方々をご紹介します。</p> <p>お手元に委員名簿と配席図を配布しております。</p> <p>配席図の会長席右手側の委員の方から、時計回りにてご紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>それでは、審議会条例第4条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、会議の取り回しを会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じますので、議事の進行にご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日、取材を希望する報道機関がありますが、本日の審議案件には非公開案件はございませんので、このまま取材を認めることといたします。</p> <p>審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づきまして、会長が会議録署名人2名を指名することになりますが、今回は杉島委員と武田委員を署名人として指名させていただきますと存じます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>杉島委員、武田委員、署名人をお引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会 長	<p>それでは、会議次第の5の「令和元年度愛知県私学振興関係予算について」を事務局からご説明お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>(「令和元年度愛知県私学振興関係予算」について説明)</p>
会 長	<p>ただいまのご説明、なにかご質問等ございましたでしょうか。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは、会議次第の6「諮問事項」の審議に移らせていただきます。</p>
	<p>本日、ご審議いただきます事項は、お手元の会議次第を1枚おめくりいただいた「学校法人等に対する助成について（諮問）」のとおりであります。</p> <p>それでは、諮問番号1－1「令和元年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」を事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(「令和元年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法」について説明)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、欠席された委員からご意見があれば、書面にてお伺いすることとなっておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日欠席された委員からのご意見等はございませんでした。</p>
会 長	<p>それでは、何か、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>8ページに特色教育推進分でキャリア教育推進関連の項目があります。</p> <p>幼稚園や保育所等における保育体験学習、生徒の職場訪問や職場体験、インターンシップの3つに分かれていますが、かなりオーバーラップしている部分があると思います。その辺の部分はどのように考えて想定されているのでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
事務局	<p>特色教育推進分に関しましては、国が国庫補助のメニューとして奨励的に項目を設けたものを、国庫補助金を取り込む目的で、県が国庫補助単価の2倍の補助単価を設けてメニューとして設定したものでございまして、国がいろいろなメニューを出す中でかなり増えてきた、という背景がございます。</p> <p>保育体験につきましては、特に最近、幼稚園の先生を志願される学生が少なくなっているという事情もありまして、奨励的にメニューを出させていただいておりますが、確かに重複する部分もありますので、今後は整理してなるべくシンプルな項目になるように努めてまいります。</p>
会長	<p>その他、いかがでございませうか。</p>
委員	<p>私学協会の方から選任をされているということでございまして、会長の指示に基づいて発言をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今回の諮問事項に対する異議ということではございませんのだけれど、来年度に向けてご検討いただきたいということで、お願いを申し上げたいと思っております。</p> <p>1点目は消費税の増税に伴います授業料への転嫁という点でございます。</p> <p>私どもは、消費税の増税分を授業料に転嫁することについて、通常の授業料の値上げとは性質が異なるので、ペナルティをかけないでいただきたい、というお願いをしておりますが、今年度の諮問の中では実現をいただいております。</p> <p>ただ、この件に関しましては、私学協会の中で、理事会で正式にお願いをしていこうと決まったことでもありますので、来年度に向けても消費税の転嫁という点についてはペナルティをかけないでいただきたいとお願いをしていくつもりであります。</p> <p>次に、5ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>補正評点の配点ですが、まず、教員充実状況が35点あります。</p> <p>それから少し下がって、学則定員と在籍者比較のところ、要するに学則定員に沿っているかということに対する配点が10点あります。これは、高等学校設置基準に基づいて、このように配点をいただいていると理解をしているところでございます。学則定員は、私立学校審議会にもかけて非常に厳密に審査をして、お認めをいただいた数でございまして、これを私立学校が守っていくというのは、当然のことであると思っております。</p> <p>また、教員の数も、設置基準の中にございまして第6次定数法に基づいて出て</p>

発言者	発言要旨
<p data-bbox="252 1133 344 1167">会長</p> <p data-bbox="252 1328 344 1361">事務局</p>	<p data-bbox="448 322 1477 734">くるのですが、ただ、配分基準では、期間を定めて1年間の雇用期間を限定した教員については、この学則定数の内の10%しか認めませんよ、ということが書いてあるわけです。ところが、これは法律には何も書いてないことでございますし、先ほど申し上げた収容定員変更認可申請の場合もこのことは考慮されません。つまり、ずっと採用されている教員であっても、あるいは期間を限定した教員であっても、これは同じに扱われます。しかしながら、この補助金の配分の部分だけは、10%しかお認めいただけない。それはそれなりに理由があることは分かるのですけれど、同じ法律を根拠としながら、少しバランスを欠くのではないかと考えます。</p> <p data-bbox="448 752 1477 1070">また、学則定員10点、教員充実35点というのも少しバランスを欠くのではないかと考えます。中学校、幼稚園等の配分を見ても35点というような大きな配点にはなっていないわけですし、今後少子化が続いていくと私立学校は、この教員の配置というものに関しても大変厳しい経営判断をしなければならないというところがございますので、もう少し学校の経営判断の方に委ねていただける部分を多くしていただけるように、今後ご検討をいただくようお願いを申し上げます。以上、意見でございました。ありがとうございました。</p> <p data-bbox="448 1133 815 1167">ありがとうございました。</p> <p data-bbox="448 1184 1477 1263">ただ今、ご要望に近いご意見でございましたが、事務局の方、何かございますか。</p> <p data-bbox="448 1328 991 1361">それでは、最初のご要望でございます。</p> <p data-bbox="448 1379 1477 1597">2ページの6配分額の調整というところの(5)番でございますが、高等学校等において授業料の値上げを学年進行によらず在校生も含めて行った場合、事前に入学時に学則でアナウンスされている場合は別ですが、在校生を含めて値上げを行った場合は、配分額の1%の額を減額するという項目を定めております。</p> <p data-bbox="448 1615 1477 1742">今回の委員のご指摘は、消費税の転嫁分は当然在校生も含めて転嫁されるべきだということで、消費税の転嫁分については例外措置を設けていただきたいということと思います。</p> <p data-bbox="448 1760 1477 1839">これにつきましては、従来から学年進行によらない値上げを行った場合は、減額調整をさせていただいているところでございます。</p> <p data-bbox="448 1856 1477 1935">配分基準は、私学振興助成法に基づいて定めておまして、その基本方針として、このページの一番上にあります父母負担の軽減等があります。</p> <p data-bbox="448 1953 1477 1986">ご父兄の方におかれましては、入学時にだいたい3年間、どれくらいの経費</p>

発言者	発言要旨
	<p>負担があるかと腹積もりを持って入学されるということでございますので、それが、入学時にアナウンスされない状況で、授業料の値上げがありますと家計にも影響が出る、経費の見積もり、学費の算段が当初の予定と狂ってくるということにもなりますので、ここはルールとして学年進行で値上げをしていただきたいと考えております。</p> <p>値上げをされることにどうこう申し上げることはございません。値上げをするのであれば、入学時に値上げをすると、それが全てではないかということで今回ご回答とさせていただきます。</p> <p>なお、消費税導入、3%、5%、8%、それぞれ引き上げのタイミングがあったわけでありましたが、いずれもこの調整項目は維持をさせていただいているところでございます。</p> <p>続きまして、2つ目のご指摘でございます。</p> <p>5ページの、教員充実状況の配点35点が、それ以外の項目に比して高いのではないかとということでございます。</p> <p>これは、過去に非常に強い要望を受けて配点を高くしております。</p> <p>また、専任教員のうち雇用期間を定めている者については、定数の10%までしか算入されないとの指摘につきましては、公平を期するという考えのもと、例えば、100人の定員がある学校が2つあったとしまして、1つの学校は雇用期間を定めていない方で100人そろえている学校と、半分は期限付きの方を50人そろえている学校があったとすれば、当然、雇用期間を定めていない学校のほうが、人件費がかかります。</p> <p>バランスを考えた場合、それを同列に扱うのはいかがなものかということで、また、この10%というのは、平均で県内の私立学校の10%の方が、雇用契約期間を設けている方になっておりますので、そこまで算入させていただくということでございます。</p> <p>同様に、その2行下にあります非常勤教員についても、算入を制限しております。非常勤教員については、授業時間数を18時間で割りまして、人数を出して算入をしておりますが、②にありますように定数の5%までとさせていただいているところであります。</p> <p>専門学科は少し基準が緩くなっておりますけれども、基本的には定数の5%までしか非常勤は算入しておりません。そのことを考えますと、ある学校は期限付きの正規の先生が半分いると、ある学校は非常勤の先生が半分いるといった場合に、そのバランスを考えて非常勤の先生だけ厳しくするというのも、これは公平ではないのかなと考えております。</p> <p>このような背景がありますが、私どもも、毎年ご要望をいただきまして、検</p>

発言者	発言要旨
	<p>討をさせていただいております。来年度に向けても、そこは検討させていただきたいと思うところでもありますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。また、来年のために検討いただくということで、他はいかがでございますか。</p>
委 員	<p>確認だけです。参考資料の7ページに専任教員加算がありますが、補助単価が27万9千円から60万4千円へと、かなり大幅に上昇していると感じます。他の部分も結構そういうところがあるのですが、この根拠は何であったのか、もう一度、お願いします。</p>
事務局	<p>基本的に配分基準は、生徒数を基に算定をしております。すなわち、生徒数が増減すると、補助金総額に影響していくということでございます。</p> <p>毎年度の生徒数の増減に比例して補助金額が変わるとするのは、かなり経営に影響が大きいものと考えております。一応、激変緩和措置というものはありますが、やはり影響が大きいので、生徒数ではなくて教員数をベースに配分する項目を増額することとしました。</p> <p>昨年度から、この専任教員加算を設けましたが、その時の単価である27万9千円は、全体の配分総額の5%相当額を目安に設定したものでございます。</p> <p>本年度は更にそれを進めまして、全体の配分総額の10%相当額を計上いたしました。これは急激に教員数ベースの割合を増やすのではなく、激変緩和措置になるように、毎年少しずつ教員数ベースの割合を増加させているためであります。</p>
会 長	<p>はい、よろしゅうございますか。どうぞ。</p>
委 員	<p>もう1点でございます。参考資料の9ページで、私学経営安定化対策の単価が非常に上がっているのですが、こちらはどのような理由ですか。</p>
事務局	<p>私学経営安定化対策のところに記載してありますように、入学者が募集人員に対して、あまり入ってこない、これは地域的なものがあります。名古屋にある私立学校とその周辺の私立学校では、公立学校の配置状況等も違いますし、なかなか募集をしても集まらないという状況もございますので、そういうことを勘案しまして、条件に合致する学校に対して、定額で補助しております。</p> <p>なお、この財源は、私立高校の先生の人件費が、県立高校の先生の人件費よ</p>

発言者	発言要旨
委員	<p>りも著しく多い学校から一部調整をさせていただいて捻出しており、教育・人づくり対策推進分と財務状況対策分に充当しております。</p> <p>捻出額をこの2事業に全額充当するため、昨年度に比べて少し額が大きくなっておりますけれど、全部配りきるためにこの金額となっていることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>承知いたしました。公立高校の学校の環境、それから私立高校の環境ということで、調整しながら適正な判断で助成をいただきたいと思います、以上です。</p>
会長	<p>その他、いかがでございませうか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>先ほど別の委員のご意見にありました、消費税の増税に関係するところなのですけれど、皆様ご承知おきのとおり、学校法人は課税取引が少ないものですから、消費税の増税分が最終的な負担者として生徒にくるという問題は普通の一般企業とは大きく異なるところです。</p> <p>一方で、一般の民間企業のように物の値段をそう簡単には上げられなくて、基本的には授業料を簡単には上げられないという非常に特徴的な事情がありますので、先ほどの私学助成という意味では、あくまで父母というか、負担の軽減なのでそういった観点が少し違うかもしれないのですけれど、今回のような政策的な増税に関しては、学校さんの意図でどうにかなるというものではないという意味では、これはストレートに学校さんが負担する以外の措置が無いということは、やはりいかがなものかとおもうところでありませうので、今後、授業料の値上げに関しては、やたら値上げはもちろんいけないのですけれど、こういった政策的なところの値上げに対しては、一定の期間をおいて、特別措置を設けることができるというなと思ひませうね。そういうこともご検討いただきたいと思ひました。</p>
会長	<p>はい。ただいまのご意見に関しては次回に向けての検討事項として出されておりますけれど、その他にはございませうか。よろしゅうございませうか。</p> <p>それでは、本件につきましては終了し、裁決のほうに移らせていただきます。</p> <p>諮問番号1-1「令和元年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることにご異議ございませうか。</p>

発言者	発言要旨
会 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本件ご異議なしと認めまして、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、会議次第の7でございますが、報告事項の(1)「令和元年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「令和元年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を事務局から説明をお願いします。</p>
会 長	<p>(報告(1)「令和元年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「令和元年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を説明)</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問があれば伺いしたいと存じます。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは、ご質問もないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、用意させていただきました議事を終了させていただきたいと存じます。議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しします。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局からご連絡いたします。</p> <p>本審議会の委員は、来る11月30日をもって全委員の皆様が任期満了となります。引き続き委員にご就任いただく方には、後日、就任手続きをお願いしますので、その節はよろしく願いいたします。</p>
県民文化局長	<p>(お礼の言葉)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>